

ぎふ

編集・発行

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市数田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F

TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011

URL <https://www.seiei.or.jp/gifu/>



センターだより

2025年・冬

No. 87

ご挨拶

(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター理事長
岐阜県生活衛生同業組合連合会長
(岐阜県料理生活衛生同業組合理事長)

平井 良樹



日頃は、行政当局を始めとする関係機関の皆様、各生活衛生同業組合並びに各企業の皆様には、当指導センターの事業推進に格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年を振り返ってみますと、台風・集中豪雨・大規模林野火災・火山活動・トカラ列島近海の群発地震等による災害のほか、遠く離れたカムチャッカ半島沖で発生した大規模地震により日本沿岸部に津波警報、注意報が広範囲にわたって発表されたことなどが思い浮かびます。さらには、猛烈な暑さに包まれた記録的な猛暑により、熱中症患者の増加、屋外活動の制限・中止、電力需給逼迫からの節電要請など社会全体に影響を及ぼしました。このことは、従来の想定を超える自然現象・自然災害が常態化しつつあると言えるのではないのでしょうか。一方、最近の注目すべき事項として、連日のように熊の出没情報、被害が報道されています。熊の出没、被害の急増は一つの要因ではなく「社会環境や土地利用の変化、地球温暖化などの自然環境の変化など様々な要因が複雑に絡み合って生じている」とも言われており、我々を取り巻く環境の変化が様々な形で進んでいると改めて感じざるを得ません。

さて、先般10月21日、高市早苗氏が内閣総理大臣に就任し、日本憲政史上初の女性総理大臣として、高市内閣が発足しました。報道各社の世論調査によると、高市内閣の発足時の支持率は60%から70%台の高支持率であったと報道されています。この高い支持率は国民の政治に対する期待の大きさを表しているものと考えます。高市首相は、所信表明演説で「今の暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済を作る。そして、日本列島を強く豊かにしていく。世界が直面する課題に向き合い、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻す。絶対にあきらめない決意をもって、国家国民のため、果敢に働いてまいります。」との強い決意を表明されました。この演説のとおり、日本を再び力強い成長軌道に乗せることのできる政策を期待するものです。特に、生衛業関係者にとって、喫緊の課題である「物価高」に対して実効性のある政策を行っていただきたいものと思います。

こうした中、生衛業は、地域経済の活性化や雇用対策に大きな役割を果たしている業種と言えます。現状、生衛業を取り巻く環境は、非常に厳しいものがあります。この難局を乗り越えていくためには、生衛組合の皆様が生衛業界のリーダーであるとの自覚を持ち、今後は、地域社会に貢献することができるよう新たな事業の取り組みを展開していく必要があると考えます。

最後に、当指導センターとしましては、今後とも公益法人としての社会的信用の確保に努めるとともに、行政当局を始め各団体・関係機関、各生衛組合の皆様御協力をいただきながら生衛業界の発展に尽力していく所存でありますので、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

新任のご挨拶

(株)日本政策金融公庫岐阜支店長兼国民生活事業統轄

おち あい りゅう いち
落合 隆一



この度、8月1日付で日本政策金融公庫岐阜支店長兼国民生活事業統轄として着任しました。

生活衛生関係営業の皆さまには、日頃より日本公庫の業務につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、皆さまが業界の振興発展と経営の合理化、そして衛生水準の向上はもとより、地域社会の発展のため、ご尽力されていることに深く敬意を表します。

さて、足元では、インバウンド需要の増加や個人消費の持ち直しなど、緩やかな景気の回復基調が続く一方で、物価高騰や人手不足がより一層顕著となっています。生活衛生関係営業を取り巻く事業環境は、引き続き予断を許さない状況にあります。

そのような中、昨年、日本公庫では「政策金融の担い手として、安心と挑戦を支え、共に未来を創る。」という使命を定めました。公庫設立から15年、コロナ禍での事業者支援という前例のない課題への対応などを経て、改めて役割や目的を明文化したものです。公庫は、この使命のもと、自然災害、感染症の流行、経済環境の変化等へのセーフティネット機能の発揮に向け、生活衛生関係営業の皆さまからの融資や返済などのご相談に対し、引き続き、きめ細やかに対応していくことはもちろんのこと、様々な機会において組合の案内を行い、組合の活性化にも積極的に協力してまいります。

日本公庫は、これからも生活衛生関係営業を営む皆さまの身近な金融機関として地域の発展にお役に立てるよう尽力する所存ですので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、岐阜県生活衛生営業指導センターおよび生活衛生同業組合のますますのご発展と組合員の皆さまのご健勝をお祈りして、新任の挨拶とさせていただきます。

令和7年度 生活衛生事業功労者の表彰

栄えある御受賞おめでとうございます(敬称略)

本年度の生活衛生功労者として、次の方々が栄えある厚生労働大臣表彰及び全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰を受賞されました。

受賞されました皆さま方は、永年にわたり生活衛生同業組合の組織強化と生活衛生業界発展のために顕著な功績をあげられた方々であり、日頃のご研鑽に敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

厚生労働大臣表彰(2名)

飲 食 遠山 隆夫 (中津川市) 食 肉 松岡 謙 (大垣市)

全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰(1名)

飲 食 加藤 徹 (飛騨市)

岐阜県生活衛生営業指導センターから

衛生水準の確保・ 向上事業推進会議の開催

令和7年10月29日(水)岐阜県図書館特別会議室において、各生衛組合、県生活衛生課、県内保健所、日本政策金融公庫(岐阜、多治見の両支店)及び当指導センターの各関係機関が集まって、令和7年度衛生水準の確保・向上推進会議を開催しました。本会議は、毎年11月の「生活衛生同業組合活動推進月間」を中心として行われる生衛組合への加入促進、広報・啓発等、組合活動の活性化を図る取り組みを重点的に行うため、各生衛組合が作成した行動計画の協議と各参加機関との情報交換を行うものです。また、関係機関が一堂に会する場であり、行政機関に生衛組合を知っていただくなど、各関係機関がお互いを知る良い機会でもあり当日は、有意義な会議となりました。



推進会議の様子

経営特別相談員研修会の開催

経営特別相談員は、地域における生衛業の融資指導などに活躍していただいています。本年度はこの方々を対象として、研修会を9月18日(木)に岐阜市内(岐阜会場)で、10月22日(水)に高山市内(高山会場)の2か所で開催しました。研修内容は、次のとおりです。

【カスハラ対策について】

岐阜県よろず支援拠点コーディネーター大塚晋平氏からカスハラ対策について、講義を受けました。最初に、カスハラとは「顧客や取引先などからの不当な言動や要求、クレームなど、従業員の就業環境を害する迷惑行為」とであると定義されるとともにカスハラになる判断基準について説明がありました。また、この基準を基にして、次のカスハラ事例「①時間拘束型 ②リピート型 ③暴言型 ④暴力型 ⑤威嚇・脅迫型 ⑥権威型 ⑦店舗外拘束型 ⑧SNS/インターネット上での誹謗中傷型 ⑨セクハラ型」等についての対応に

ついて詳しく説明があり、カスハラ対策の必要性について言及されました。カスハラは従業員・事業者への負の影響が大きいことから、カスハラを想定した事前の準備として、予め、手順を策定し、対応体制を決めておくべきである。具体的には、カスハラに発展させないために、現場(電話)でのクレームの初期対応が必要であること。また、カスハラ対応をする場合には「①複数名で対応する。②記録を残す。(録音・録画・対応記録) ③暴言を真正面から受け止めない。」ことであると話されました。カスハラ対策として、事業者(雇用主)は、どの従業員も基本的に対応ができる教育・研修を受けさせる必要がある。実際に、カスハラが起こった際には、策定した手順・対応策に基づき「事実関係の正確な確認と事案への対応、従業員への配慮の措置、再発防止のための取組」等を行っていただきたい。カスハラ対策の取組は、業務、従業員への影響が好転することで、職場環境が向上し「①従業員のメンタルヘルスの改善 ②人材確保と定着率の向上 ③企業イメージの向上 ④業務効率の改善 ⑤顧客満足度の向上」等に繋がるものであると述べられました。

最後に、カスハラ対策は、従業員を守る重要な取り組みであり、事業者の健全な運営を支える重要な経営戦略で、積極的に取り組むことで、より良い職場環境を構築し、持続的な成長に繋がっていくものであるとの説明がありました。

出席者からは、「詳細に教えていただき、よく理解できた。本日の研修で得た知識を活かして、早速、実践し、取り組みたい。」などの感想が寄せられました。



岐阜会場の様子

【収益力の向上について】

・繁盛店の作り方について

武田経営研究所代表武田秀一様から「繁盛店の作り方」について講義を受けました。主な内容として、繁盛店を作るには法則(集客の方法)があるということ。

第一は、「知ってもらうことから全てが始まる。すなわち、あなたの店を、誰が知っていますか?」ということを認知・理解しなければならない。老舗の店舗でも意外と知られていないケースもある。このため、地域の人に知ってもらうためにどんな方法(PR)がある

か考えてほしい。店のPRとして「チラシ、ビラ配り、ポスティング、新聞折り込み、テレビ、ラジオ、SNS等」色々ある。どんな方法でも良いが、まずは、店を知ってもらうための情報を発信してみることが大切であり、繁盛店になるための第一歩であると話されました。

第二は、「あなたのお店に行く(来店してもらう)理由を教えてください」ということ。客は、理由がないとあなたの店には行かない。すなわち、店に行きたくない理由を作ることである。「飲めば飲むほど次のグラスが大きくなるハイボールを提供する居酒屋を例に挙げ、その店ならではのキラーメニューを作ることが重要」で、集客のできる繁盛店にすることが大事であり、誰にでもできると強調されていました。

第三は、「リピーターになっていただくためにどんな方法があるか?」ということ。客をワクワクさせてリピーターを獲得する方法の一例として、「ロールケーキを販売する店で毎月新しい商品を売り出し、スタンプ1個を押し、スタンプ3個を集めたら翌月(4ヶ月目)に1個ロールケーキをプレゼントすると、必ずリピーターが100%になるとのこと。「スタンプ3個は少ない」とことと「無料プレゼント」がポイントになって、仮に単純に売り上げ1個1,500円×3個=4,500円、プレゼント分を入れると4個6,000円となり、割引率25%となりますが、原価率はそれ以上に低く25%は驚くほどの割引率ではなく、お客がつき、売り上げが伸びることこそが繁盛店になる方法であると説明されました。

参加者からは、「繁盛店の3要素(知ってもらう→1回来てもらう→リピーター)を理解することができた。改めての気づきが沢山ありました。」などの感想が寄せられました。



高山会場の様子

【生活衛生融資の活用について】

・公庫融資の活用と衛経融資の推薦事務

日本政策金融公庫岐阜支店長落合隆一氏及び同店融資第三課長谷藤徹氏から、生活衛生融資についての説明を受けました。

具体的には、公庫の役割、取り組み、生衛融資の活用方法及び衛経融資の借入申込にあたって、経営特別相談員が留意すべき点、審査の際のチェックポイント、融資推薦書等の作成方法について詳細な説明がありました。

経営特別相談員にとって、融資の審査ポイント、推薦調書の作成方法を学ぶことができ、有意義な研修となりました。

後継者育成支援事業を開催

この事業は、生衛業界の経営者の高齢化や後継者難が叫ばれている中、若年者へ生衛業の魅力を伝え、理解を深め、もって次代を担う後継者育成に繋げていくことを目的に実施しています。今年度は、「興行(映画)」「理容業」「クリーニング業」について、下記のとおり実施しました。

(興行(映画))

5月23日に生活衛生同業組合岐阜県映画協会の協力を得て、映画館シネックスマーゴ(関市倉知)で、関市立緑ヶ丘中学校1年生184名を対象に、同校の「キャリア教育」の一環として行いました。内容は、最初に、「名探偵コナン 隻眼の残像(フラッシュバック)」という映画を鑑賞しました。



映画の仕事に質問をする生徒

次に、チケット売り場・売店などのバックヤードの見学をしました。最後に、映画協会講師から、「映画館スタッフの仕事」「映画業界の職種」「映画入場料の分配の仕組み」「めずらしい映画館の紹介」などの講話がありました。

参加した生徒からは、「映画作成には、いろんな人がかかわっていることがわかった」「映画関係の仕事に就く方法を知りたい」「映画業務のイメージが変わった」などの感想がありました。



売店のバックヤードの見学

(理容)

7月7日に岐阜県理容生活衛生同業組合の協力を得て、多治見市立南ヶ丘中学校で、同校の「キャリア教育」の一環として、74名(2年生)の参加生徒を

対象に体験学習を行いました。

最初に、組合講師から、「理容業界の理解や魅力」「理容・美容の違い」「専門学校（養成）国家資格免許」などについて詳細な説明がありました。

デモンストレーションとして、講師（全国大会出場代表選手）によるヘアマネキンを使つてのヘアカット、ヘアコンテストスタイルの実演がありました。また、メンズスタイルとして、別の講師による先生2名をモデルにカット＆ブロー仕上げがありました。さらに、理容師資格の特徴でもあるシェービング「顔剃り」を行う等のプロのテクニックの披露がありました。生徒は、普段、剃刀を使用する「顔剃り」を見る機会がなく、その施術技法など興味深く食い入るように見つめていました。



講師のデモンストレーション

引き続いて、生徒自らが、実際にヘアカット・セットなどの理容技術の体験として、最初に、生徒は、専用道具（鋏、櫛）の持ち方や使い方を学びました。専用鋏の独特の持ち方に慣れず、鋏の切れ味の違いにも驚きの声を上げていました。戸惑いながら怖々と髪を切り進めていましたが、徐々に慣れ、専用のバリカンなども使用し、生徒自らがカットし、マネキンが変化していく様を体験しました。また、グループごとに分かれ、生徒がマネキンで仕上げた作品のコンテストを行い、自分たちの作品、他の作品に対してお互いの仲間を讃えていました。



ヘアカットの実習

最後に、生徒からは「理容業に大変興味をもった」「理容師、美容師の違いがわかった」「理容師を将来目指してもいいかな」などの感想がありました。

（クリーニング）

7月10日に岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合の協力を得て、多治見市立南姫中学校で、同校の「キャリア教育」の一環として、1年生38名、2年生27名計65名の参加生徒を対象に体験学習を行いました。

最初に、組合講師から、「クリーニング師の解説」「業界の仕事の解説」「JIS洗濯取扱記号」などについて、説明がありました。

続いて、講師によるカッターシャツのアイロンがけのデモンストレーションがあり、生徒たちは、講師の手早く、無駄のないプロの技術に見入っていました。



講師のデモンストレーション

その後、講師、指導員の指導を受けながら、生徒が実際にカッターシャツのアイロンがけを体験しました。

具体的には、袖→カフス→衿→後身頃→前身頃へのアイロンがけを行い、最後にカッターシャツをたたんで仕上げるという行程の体験をするものです。

参加した生徒からは「しわだらけだったカッターシャツが新品のようになり感動した」「アイロンがけはしたことがなかったが教えていただいたので、上手に出来た」「体験ができ、クリーニング師の仕事について詳しく知ることができ楽しかった」などの感想がありました。

なお、今年度は、このほかに、大垣市立大垣東中学校でクリーニングの体験学習を実施する予定です。



アイロンがけの実習

これらの体験学習を通じて、今後、多くの若者が生衛業に興味を持ち、この業界に新たに参加するなど、生衛業界がより活性化し発展するよう期待するものです。

税務相談のご案内

当指導センターでは、生活衛生営業の皆様を対象に「**税に関する相談**」を開催しますので、お気軽にご利用ください。相談は無料で秘密は守られます。税務申告のほか消費税・インボイス制度、中小企業投資促進税制等に関する相談も行います。完全予約制です。希望される方は、当指導センターにご予約ください。

○開催時間:午後1時～午後4時 ○相談員:各地区の担当税理士

地区	相談日(令和8年)	会 場	電話番号	担当税理士
岐阜北	2月13日(金)	岐阜市千石町1-16 岐阜北税理士会館内 名古屋税理士会 岐阜北支部	058-263-2273	岡本 実穂
岐阜南	2月17日(火)	岐阜市東鶉1-3-2 岐阜県石油会館2階 名古屋税理士会 岐阜南支部	058-274-0658	武藤 卓也
大 垣	2月13日(金)	大垣市西長町1 大垣税理士会館内 名古屋税理士会 大垣支部	0584-74-6668	吉安 聡
関	2月16日(月)	関市一本木町71-1 名古屋税理士会 関支部	0575-24-6093	西田 憲幸
多治見	2月19日(木)	多治見市音羽町4-25 多治見税理士会館内 名古屋税理士会 多治見支部	0572-25-4444	竹山 時敏
中津川	2月18日(水)	恵那市大井町2018番地78 竹中弘貴税理士事務所	0573-25-5024	竹中 弘貴
高 山	2月16日(月)	高山市江名子町521番地8 小川純二税理士事務所	0577-32-3921	小川 純二

生活衛生同業組合活動推進月間について

全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会及び各県生活衛生同業組合では、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携により、生活衛生同業組合の周知広報や、組合への加入促進等活性化のための取組みを重点的に展開しています。本年も各生活衛生同業組合が県生活衛生営業指導センターと連携して組織活性化事業を積極的に展開しています。

○生衛法と生活衛生営業について

- ・「生衛法」とは、生活衛生営業の振興・発展を支援するとともに消費者の利益を擁護して公衆衛生の向上を図るための法律です。
- ・各生活衛生同業組合や各県生活衛生営業指導センターは、生衛法に基づき設立されています。
- ・生活衛生営業は、超高齢社会の到来の中で、地域密着産業として地域への貢献が求められています。

※「生衛法」:「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号)の略称

○生活衛生同業組合について

- ・生活衛生営業では、生衛法に基づき、業種ごとに生活衛生同業組合が組織されています。
- ※岐阜県には、県知事から設立認可を受けた14の組合があり、厚生労働省と岐阜県の指導監督のもとに運営され、国や県から業界を代表する団体として公式に認められています。
- ・生活衛生同業組合は、組合員の衛生水準の向上と経営の健全化を図ることで、お客様を守る営業者の自主的な活動団体です。

生活衛生同業組合は、国民生活の安全・安心で豊かな暮らしを守る活動をしています。

※生活衛生同業組合は、業界や地域の発展を第一に活動し、安全安心で豊かな国民生活の実現を目指しています。

組合だより



旅館ホテル組合

●地域単位で進む“組合DX”がスタート

岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合では、令和7年9月8日に恵那峡温泉ホテルゆずり葉で「東濃ブロック会議とBANDを活用した情報伝達セミナー」を開催いたしました。

当日は、地域の状況や課題、要望事項を聞く座談会を開催した後、セミナーでは、PTAや自治会、ホテルで導入しているBANDの活用事例の説明と組合員が導入して活用するまでをBAND運営チームの担当者が丁寧に指導しました。

当組合で導入することになったのは、コミュニケーションアプリBANDは、LINEと同様の機能があり利用しやすく、また、セキュリティにも長けていて、紙やFAX中心の連絡手段から、瞬時に確認できる手段と会議の出欠席がこのアプリ活用によりスマホで一元管理できる利点と誰に伝わったかを確認することができます。FAXやメールでの情報は見落とししてしまうといった現場の声から始まったBANDで、組合と組合員とで「情報共有の新しいカタチ」を作っていきます。「まず地域単位から実感を」して、「次は岐阜・西濃・下呂・中濃・高山・奥飛騨へ」岐阜県全域へ広がる取り組みに、ぜひご注目ください。



情報伝達セミナーの様子



喫茶飲食組合

●高齢者の生きがいをづくりを応援

岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合では、岐阜県高齢福祉課と連携して、喫茶店を窓口にした高齢者の悩み相談に応じる「県高齢者の生きがいをづくりを応援」を実施しています。この事業では、地域に根ざした存在である喫茶店を活用し、高齢者が気軽に立ち寄って悩みや不安を相談できる窓口として機能させることを目的としています。地域の喫茶店が福祉の担い手として新たな役割を果たすことが期待されています。組合に加入している喫茶店の中から協力店舗を募り、相談対応のための情報提供を行いました。

当組合としては、高齢者が孤立せず、地域の中で生きがいを持って暮らせるよう、また、喫茶店が地域のソーシャルキャピタルの役割を発揮し、地域での貢

献ができるよう活動してまいります。

岐阜県高齢者生きがいをづくり応援窓口 出張相談in喫茶店



飲食組合

●「岐阜めし」の普及による知名度向上

岐阜県飲食生活衛生同業組合では、岐阜県の魅力ある郷土料理や地元で親しまれているソウルフード、個性豊かなB級グルメを広く県内外に発信するための普及促進活動を展開しています。具体的には、10月5日～6日の両日に、名鉄岐阜駅前交差点での、岐阜市が主催する「R7長良橋通りトランジットモール社会実験」、10月13日に、ぎふメディアコスモスでの「メディアコスモスマツリ」、10月18日～19日の両日に、岐阜メモリアルセンターでの「ねんりんピック岐阜2025」等に出店するなど、行政イベントに積極的に参加し、来場者に「岐阜めし:岐阜県の食文化」をアピールし、消費者を通じて当組合の知名度の向上を図りました。



イベント出店の様子



社交飲食業組合

●組合加入促進と組合店舗への誘客事業

岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合では、厚生労働省補助金事業を活用して、組合加入促進と組合員店舗への誘客に繋がるよう従来とは違った目を引き効果的なメッセージが伝わるPOPさを主にしたチラシ・卓上パネル等を作成しました。加入促進用チラシは、未加入店舗へのDM発送、近隣店舗へのポスティングを実施します。誘客用の卓上パネルは、旅館ホテル、料理店などに配置していただきます。卓上パネルには、名刺サイズの店舗案内書を併置しています。

この案内書には、「社交組合HP案内及び組合店舗案内のQRコードが記載してあり、宿泊、来店されたお客様が簡単に、条件にあった組合店舗等の情報を得ることが出来ます。当組合としては、今般の取り組みが組合の活性化及び当業界の発展に繋がるよう努めてまいります。



県生活衛生課からのお知らせ

旅館業営業者の皆様へ

県では、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設において、玄関帳場等を設置しないことができる要件を定めています。

令和7年9月12日に玄関帳場等を設置しない場合の取扱いを一部改正しました。

玄関帳場等を設置しないことができる要件

次の1から3全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていなければならないことが必要です。

- 1 事故が発生したとき等、緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。
- 2 次のア又はイいずれかの方法により宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認を実施すること。
 - ア. ビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時実施すること。
 - イ. ICTを活用した方法により、本人確認情報等を照合し、宿泊者の顔の録画を行うこと。
- 3 鍵の受渡しを適切に行うこと。

※ 詳しくはこちらをご覧ください。



※ 『簡易宿所営業における玄関帳場等に関する効率化事例集（厚生労働省）』はこちらをご覧ください。



税務署からのお知らせ

書かない✕確定申告

マイナンバーカードで
自宅からe-Tax

マイナポータル連携
の詳細はこちら

作成コーナー

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続やマイナ保険証としての利用などが
できませんので、お早めに更新手続をお願いします。

有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式 note をご確認ください デジタル庁公式note

岐阜労働局からのお知らせ

✓ 岐阜県最低賃金が改正されました

岐阜県最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなども含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、1時間当たりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

- お問い合わせ
岐阜労働局賃金室 ☎058-245-8104
又は
最寄りの労働基準監督署まで



岐阜県最低賃金	
時間額	1,065円 (64円アップ) 
発効日	令和7年10月18日

✓ 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策

事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省は、生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援しています。
賃金引上げの検討の際に、ご活用ください。

☑ 支援策の詳細はHPをチェック 



✓ すべての企業でカスハラ対策が義務化

カスタマー・ハラスメントや、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

- カスタマー・ハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。



日本政策金融公庫からのお知らせ



「振興事業貸付」とは？

- 振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただける融資制度です。
- ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

	設備資金	運転資金
ご融資額	1億5,000万円以内 ～7億2,000万円以内 (業種によって異なります)	5,700万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	20年以内 (2年以内)	7年以内 (2年以内)
主な利率 (年利) ^(注)	特別利率C	基準利率

(注) 1. お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
2. 利率は、日本公庫のホームページの金利情報【国民生活事業主要利率一覧表】からご確認ください。

振興事業促進支援融資制度も併せてご利用いただけます！

ご利用いただける方	引下げ利率	
	-0.15% (年利)	-0.30% (年利)
生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方	生活衛生同業組合等から確認を受けた「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」の写しを提出された場合	左記に加え、生産性向上に資する計画に基づく取組みを行い、「生産性向上に係る事業計画書」の写しを提出された場合

ご相談は、日本公庫国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。
なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。



日本政策金融公庫

国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ先

岐阜支店

Tel.058-263-2137

岐阜市吉野町 6-31 岐阜スカイウイング 37 西棟 2 階

多治見支店

Tel.0572-22-6341

多治見市本町 2-70-5 東鉄ビル

生活衛生同業組合への加入について

○生活衛生同業組合は、お店の繁栄を図るために、いろいろな面でお役に立ちます。

○岐阜県には、次の13の業種組合があります。どなたでも加入できます。お気軽にご相談ください。

組 合 名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	理事長
 岐阜県美容業生活衛生同業組合	500-8305	岐阜市沖ノ橋町3-3 岐阜県美容会館	058-254-0861 058-254-1377	山口 雅生
 岐阜県理容生活衛生同業組合	500-8171	岐阜市高森町1-17 岐阜県理容会館	058-264-2595 058-263-5360	乾 静雄
 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	500-8314	岐阜市鍵屋西町1-75 岐浴会館	058-252-1457 058-252-1457	野原 伸之
 生活衛生同業組合岐阜県映画協会	500-8876	岐阜市日ノ出町1-20 ロイヤル劇場ビル4F	058-264-0161 058-266-5048	大塚 聖司
 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	500-8289	岐阜市須賀4-8-4 岐阜県クリーニング会館	058-273-7727 058-273-7727	郷 義徳
 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	500-8302	岐阜市本郷町2丁目17番地4 ダイナビル3階西	058-216-2091 058-216-2093	山岡 利安
 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-247-2815 058-247-2815	小島 幸彦
 岐阜県飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-240-5619 058-240-5792	高橋 重夫
 岐阜県料理生活衛生同業組合	500-8302	岐阜市本郷町2丁目17番地4 ダイナビル3階西	058-216-2091 058-216-2093	平井 良樹
 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	500-8302	岐阜市本郷町2丁目17番地4 ダイナビル3階西	058-216-2091 058-216-2093	森田 淳子
 岐阜県食肉生活衛生同業組合	500-8266	岐阜市境川5-148	058-273-6011 058-274-8248	松岡 謙
 岐阜県鮓商生活衛生同業組合	509-7206	恵那市長島町久須見 1085-9 金寿司内	0573-25-7212 0573-25-7212	市川 幸昌
 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	501-2105	山県市高富井ノ表227-4 岐阜アグリフーズ(株)内	0581-27-3766 0581-22-1536	荒井 幹広

当店は安心です

Sマークのある 理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、
S safety 安全であること S sanitation 清潔であること S standard 安心であること

3つのSを約束します。



私たちはSマークのお店です。

主催：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センター

生活衛生関係営業のお役立ち情報スマホアプリ

せいえい NAVI 無料
をご活用ください

ぜひ本アプリをインストールしてご活用ください。
アプリのダウンロードとご利用は無料です。
(下のQRコードからインストール)

iPhone 版



Android 版



新着情報

融資・補助金情報、セミナー・講習情報、感染症等公衆衛生関連情報、生衛業の新着情報を知ることができます！

検索機能

生衛業関連の情報をカテゴリ、地域、業種、キーワードの条件で探すことができます！

先進事例

経営改善の先進的な事例をテーマ（収益性、集客力、お客様満足度等）、業種、地域で検索し、閲覧できます！

経営診断

質問に回答していく形式で、自店の強み・弱みを診断し、経営を支援するためのマニュアルを参照できます。

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

組合加入者に限られた有利な融資制度のご案内

店舗の新築や増改築、設備の更新など、又は経営改善のための資金が必要な場合、生活衛生同業組合の加入者向けに次のような有利な融資制度があります。是非ご利用ください。

参考

最近5カ年の借入申込額は ●設備資金30万円～5,000万円 ●運転資金30万円～2,000万円 となっています。(当センター扱い分)

組合加入者限定融資

振興事業貸付

- 借入対象 設備資金・運転資金
 - 借入限度額 設備：1億5,000万円以内～7億2,000万円以内
運転：5,700万円以内
 - 返済期間 設備：20年以内（うち据置2年以内）
運転：7年以内（うち据置2年以内）
 - 利率（年利） 設備：1.2%～（特別利率）
運転：1.9%～（基準利率）
- ※有担保の場合（さらに利率低減制度あり）
- 相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

生活衛生改善貸付

保証人・担保不要

- 借入対象 設備資金・運転資金
 - 借入限度額 設備、運転あわせて2,000万円以内
 - 返済期間 10年以内（うち据置2年以内）
 - 利率（年利） 設備資金、運転資金ともに2.0%
（返済期間にかかわらず利率は一定）
- 相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

組合未加入者向け融資

一般貸付

- 借入対象 設備資金のみ
500万円を超える場合[推せん書]が必要
 - 借入限度額 設備：7,200万円以内～4億8,000万円以内
 - 返済期間 設備：13年以内（うち据置1年以内）
 - 利率（年利） 設備：1.9%～（基準利率）
- ※有担保の場合
- 相談先 県生活衛生営業指導センターまで

融資資金のお問合せは次の窓口へどうぞ

- 岐阜県生活衛生営業指導センター（TEL：058-216-3670）
- 各生活衛生同業組合（P.11の名簿参照）
- 日本政策金融公庫 岐阜支店 国民生活事業（TEL：0570-049154）
多治見支店 国民生活事業（TEL：0570-049200）



(注) ●利率は、令和7年11月4日現在のものです。 ●返済期間、借入対象、担保・保証人の有無によって利率は変わります。
●借入限度額は、業種によって異なります。

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011 URL <https://www.seiei.or.jp/gifu/>



この冊子は岐阜県の補助金を受けて作成しています。